住宅省エネルギー性能証明申請書

令和　　年　　月　　日

一般財団法人　滋賀県建築住宅センター　理事長宛

証明申請者　氏名
住所
電話
代理者　氏名
住所
電話

上記の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します。
（代理者欄が記載された場合に限ります）

住宅省エネルギー性能証明書発行のための適合審査を申請します。
この申請書及び提出図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

家屋番号		番		□ 未　定	
所在地					□ 共同住宅

住宅省エネルギー性能証明書の発行内容について、下記のA,Bのいずれかを選択して下さい。

□ A.センターで建築基準法の完了検査を実施する場合

➤新2号建築物の証明にかぎる。

証明する基準	センターで交付の建築確認済証の番号
省エネ基準適合住宅 ・断熱等性能等級4以上※ ・一次エネルギー消費量等級4以上	第　　確認建築滋建住　　号

□ B.評価書等を活用または図面審査を行う場合

□ 新2号建築物　□ 新3号建築物　□ 他機関

証明する基準

□ **ZEH水準省エネ住宅**
・断熱等性能等級5以上※
・一次エネルギー消費量等級6以上

□ **省エネ基準適合住宅**
・断熱等性能等級4以上※
・一次エネルギー消費量等級4以上

※結露防止対策に関する基準を除く。

省エネルギー性能基準の確認方法

1. 図面審査の種類

□ 評価書等
※センターで交付したものに限る
- □ 適合判定通知書
- □ 長期確認書
- □ BELS評価書
- □ 設計評価書
- □ 低炭素建築物技術的審査適合証
- □ フラット適合証

□ 図面審査により、省エネルギー性能の基準を確認

2. 現地調査の種類

□ 工事監理報告書により、現地調査を省略する。

□ センターの検査員により個別の現地調査を行う。